

今回のテーマ： 2020年度税制改正大綱 ～法人課税関連～

2020年度税制改正大綱が閣議決定されました。法人税に関する主な改正内容はつぎのとおりです。

| 制度 | 改正内容 | | |
|------------------|---|--|----------|
| 少額減価償却資産の損金算入の特例 | <p>中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に全額損金算入できる特例につき、適用期限が2022年3月31日まで延長されます。延長に伴い、対象法人からつぎの法人を除外する見直しが行われます。</p> <p>①連結納税制度の適用法人 ②常時使用する従業員の数が500人超（現行：1,000人超）の法人</p> | | |
| 企業版ふるさと納税の拡充 | 税額控除割合が最大30%から最大60%に引き上げられたうえ、適用期限が2025年3月31日まで延長されます。 | | |
| | | 改正前 | 改正後 |
| | ①事業税 | 寄附金額×10% | 寄附金額×20% |
| | ②住民税 | 寄附金額×20% | 寄附金額×40% |
| ③法人税 | つぎのいずれか少ない金額 ・住民税から控除しきれなかった金額 ・寄附金額×10% | つぎのいずれか少ない金額 ・住民税から控除しきれなかった金額 ・寄附金額×10% | |
| オープンイノベーション税制の創設 | 一定のベンチャー企業に対する払込金額1億円（中小企業者は1,000万円）以上の株式（特定株式）について、取得価額の25%の損金算入を認める特例が創設されます。 | | |
| | 対象法人 | 青色申告法人で特定事業活動を行うもの | |
| | 適用要件 | <p>①2020年4月1日から2022年3月31日までの間に特定株式を取得すること</p> <p>②特定株式を取得した日を含む事業年度末まで有していること</p> <p>③特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理すること</p> | |
| | 特別勘定の取扱い | <p>つぎのいずれか少ない金額を損金算入</p> <p>・特別勘定として経理した金額の合計額</p> <p>・その事業年度の所得金額</p> <p>特定株式の譲渡等の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた取崩金額を益金算入（特定株式の取得から5年を経過した場合を除く）</p> | |
| 消費税の申告期限の延長 | 法人税の申告期限を延長している法人は、届出書の提出を要件として、2021年3月31日以後に終了する事業年度から消費税の確定申告書の提出期限を1月延長することが可能になります。 | | |

お見逃しなく！

子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた譲渡損失創出スキームが規制されます。

特定関係子法人から受ける配当等の額が株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合に、配当等に係る益金不算入相当額を株式等の帳簿価額から引き下げる措置が講じられます。